総務省独立行政法人評価委員会

郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(第21回)

平成24年8月8日

【釜江分科会長】 定刻となりましたので、これより第21回の総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めたいと思います。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、まことに ありがとうございます。

それでは、事務局より本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をお願いいたします。

【藤野課長】 今般、人事異動に伴いまして、7月1日付で総務省の貯金保険課長を拝命しました藤野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定足数のご報告をさせていただきます。本日は、分科会委員3名の先生方皆様にご出席いただいており、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項の規定で準用いたします同条第1項の規定で定足数は過半数とされておりますところ、この要件を満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきます。会合資料、枝番がついておりますけれども、資料1-1から1-4、それから、2-1から2-4、参考1から参考3、都合11点となっておりますけれども、不足の資料などはございませんでしょうか。

【釜江分科会長】 ありがとうございました。

お手元の議事次第にございます議事の1番で、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度業務実績評価について」に入らせていただきます。

まず、機構の23年度評価調書につきまして、委員の皆様からご提出いただいた項目別評価調書を適宜調整の上、まとめておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【藤野課長】 それでは、平成23年度の業務実績評価につきましてご説明させていただきます。資料は、お手元の資料の1-1から1-4までになります。順番は逆になりますけれども、まず資料1-4が委員の皆様に評価をご記入いただきました評価調書の本体となっております。そして、資料1-3がその中から評価部分だけをそのまま抽出したものになってございます。資料1-2は各項目ごとの評価を総括するとともに、全体としてどの程度目標を達成しているかを評価するものとなってございまして、資料1-1はその

概要をまとめたものでございます。

本日、ご説明はこの資料1-1の概要に沿ってさせていただきたいと思います。

お手元の資料 1-1 をご覧いただきたいと思います。 I の全体評価につきましては、後ほどご説明させていただきますので、まず II の個別評価のほうをご覧頂きたいと思います。 左側の欄、評価項目となっておりますけれども、 1 番でございます。 業務運営の効率化に 関する目標を達成するためとるべき措置でございますが、その最初の丸、組織運営の効率 化についてでございます。右側の欄、評価結果をご覧頂きたいと思います。「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」により、業務及び組織体制を継続的に検証し、 2 4 年度に は 0. 5 人、これは 4 時間勤務相当になるわけですけれども、を減じたという点をご評価いただきまして、A、これはつまり目標を十分に達成したということでございますけれども、という評価をいただいております。

次に、2つ目の丸でございますが、業務経費の削減についてでございます。①経費の効率的使用、それから②契約の適正化に関する取組みとございます。この中の評価結果でございますが、そのうちの1点目、職員の意識改革、契約事務手続に関する確認・審査体制の強化等により、平成23年度の一般管理費等の決算額が中期計画基準額の60.7%となり、中期計画の目標である96%を大幅に下回ったこと、それから、同じく2点目、契約監視委員会の監視活動により、契約の適正化が進んでおり、一者応札・一者応募案件の割合も22年度の43.3%から22.7%に減少したことをご評価いただきまして、こちらもAという評価をいただいております。ただ、他方で、この部分につきましては、同じ評価結果の2点目の中で触れていただいておりますが、一者応札・一者応募の更なる減少や、少額随意契約の改善などは今後も課題として残るという指摘もいただいておるところでございます。

次に、評価項目の③でございます。人件費の削減等に係る取組みについてでございますが、超過勤務管理の徹底等により、人件費は削減目標を上回り節減しているという点をご評価いただいておりまして、こちらもAと評価をいただいております。

これらの3つの項目につきましては、いずれも昨年度の評価と同じ、要するにAということでございますけれども、となっているところでございます。

次に、2のほうでございます。国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置でございますが、このうちの1つ目の丸、資産 の確実かつ安定的な運用についてでございます。こちらは評価結果のほう、1点目でござ いますけれども、運用計画等を遵守し、確実かつ安定的な運用に努めるとともに、再保険 先において確実かつ安定的な運用が行われるよう必要な確認等を行っていること、それか ら、その次、2点目、運用資産以外の資産は、ソフトウエア等の業務を行う上で不可欠な ものであり、業務に必要最低限の資産となるよう見直されていることについてご評価いた だいておりまして、こちらもAという評価をいただいております。

ページ番号がついていなくて恐縮ですが、1枚ページをおめくりいただきまして、続きまして、1つ目の丸、提供するサービスの質の確保でございます。まず①の郵便貯金管理業務につきましてですけれども、評価結果の1点目、監督方針等に基づき委託先・再委託先に対し必要に応じて改善を指導するなど、適切な監督に努めていること、それから、2点目、現金過不足事故は、現金と証拠書の突合等の基本動作の徹底等により約40%減少し、顧客情報関係の事故も顧客書類の集中保管等の改善策により約40%減少していること、3点目でございますが、東日本大震災の被災者対応についても、特例措置等の救済措置を講じるなど、被災者支援に適切に対応していること、4点目、内部管理体制の充実強化についてですけれども、重大事故に関する傾向分析等を行い、新たな事故再発防止策を行っていること、5点目、苦情対応については、四半期ごとに内容を分類して分析を行い、改善策に生かしており、苦情件数は減少するとともに、利用者の評価は改善したこと、そして、6点目、標準処理時間が通年で、すべての貯金業務センターで9割を達成したこと、これらをご評価いただきまして、AA、目標を大幅に上回って達成したという前年度と同様の非常に高い評価をいただいているところでございます。

次に、②の簡易生命保険管理業務についてでございます。こちらは、評価結果の1点目、キャッシュレス化の推進、支店等での保存書類の削減など、問題状況が起こりにくいような根本的な対策を実施し、問題発覚件数を大幅に削減していること、それから、2点目ですが、不適正な事案については原因究明、防止策強化を求めるなど、改善指導を行っており、犯罪防止体制の強化に努めていること、3点目、苦情対応について満期案内書の改善等、質の向上に努めていること、4点目、委託先の監督について、具体的な改善目標を設定、どの目標も達成していること、5点目、東日本大震災に際して手続の簡易化等の対応を行ったこと、これらをご評価いただきまして、こちらもAという評価をいただいております。

次の2の中の3つ目の丸でございますけれども、業務の実施状況の継続的な分析についてでございます。委託先や機構が受けた意見を分析するとともに、インターネット調査を

行い、調査結果を機構の広報の改善に反映させるなど、業務改善のために、有効で効率性が高い取組みを実施していることをご評価いただきまして、これもAと評価をいただいております。

それから、評価結果の4つ目の丸でございます。照会等に関する迅速かつ的確な対応につきましては、評価結果の1つ目、マニュアル等の更新により、各種あいさつ状の文面の改善、業務知識の豊富な社員によるオペレーターサポート等、苦情申告等減少に向けた取組みを推進していること、それから、2点目でございますが、預金者等の関心の高まった郵便貯金の権利消滅について、ホームページ上にQ&Aを掲載していること等をご評価いただきまして、Aという評価をいただいております。

また、更に、次のページでございます。一番上、これは2の中の5つ目の丸になりますけれども、情報の公表等についてでございます。右欄の評価結果の1点目でございますが、音声読み上げソフトの導入等、ホームページのユーザビリティ、アクセシビリティにについての改善・充実に努めていること、それから、2点目、早期受け取りを勧奨するために、ホームページのほか、新聞広告、ラジオ広告等を活用し、効率的な周知を図っていること、これらについてご評価をいただきまして、こちらもAという評価をいただいております。

次の丸の預金者等への周知についてでございます。評価結果の1点目、個別周知についての従来のタイミングに加え、満期後15年目の通知を試行的に行い、一定の効果を確認し、次年度の取組みにつなげていること、それから、2点目、住所変更が郵便物の住所変更とは別に必要であることが十分知られていないとの調査結果を受け、この点を周知するなど、有効性を考慮した債務履行を促進していること、これをご評価いただきまして、Aという評価をいただいております。こちらは、昨年度のB、目標をおおむね達成したという評価から改善したものでございます。

他方で、こちらにつきましては、この評価結果の中では3点目に掲げられておりますが、 金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減によ り、周知の効果を図ることは容易ではないが、依然、多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求 保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要であるということについて、ご指摘 をいただいてございます。

続きまして、3番、財務内容の改善に関する事項でございます。こちらにつきましては、 利益剰余金の発生原因については確実に分析され、主要因たる権利消滅金・時効完成益の 減少に向け、郵便貯金、簡易生命保険の早期受け取りの勧奨等の対応策も実施されている という点をご評価いただきまして、前年度と同様、Aの評価をいただいております。

次に、4番でございます。その他業務運営に関する重要事項でございます。1つ目の丸の適切な労働環境の確保でございますけれども、こちらは、評価結果で言いますと、2点目、超過勤務時間を点検し、定期的かつ継続的に管理することによって、業務量を平準化していること、それから、3点目の方に参りますが、職員が相談しやすい環境を整備するとともに、ハラスメントの研修を実施しており、メンタルヘルスケアに関しても講習会を実施していること等の点をご評価いただきまして、こちらもAという評価をいただいております。

こちらにつきましては、あわせてこの評価結果の中で4点目になりますが、近年、ストレス対応より一層進んだ心の管理が必要となってきているため、メンタルヘルスの講習会の開催に当たっては、精神科医や臨床心理士などのメンタルヘルスについて、より有用な情報を提供できる講師の活用などについての検討が期待される、そういったご指摘もいただいております。

それから、次の2つ目の丸でございますが、機構が保有する個人情報の保護についてでございます。こちらは評価結果の1点目でございますが、全職員対象の研修の実施等により、平成23年度では、機構での個人情報漏えい事故はゼロとなり、委託先・再委託先での顧客情報関連事故は前年度と比べ郵便貯金業務について約4割、そして、簡易生命保険管理業務については約5割減少しているという点をご評価いただきまして、Aの評価をいただいております。

こちらにつきましては、昨年度の評価はBでございました。ただ、他方で評価結果の2 点目に言及がございますけれども、個人情報の漏えいは、簡易生命保険管理業務、郵便貯 金管理業務の双方で発生していることから、再委託先の実地鑑査など、一歩踏み込んだ総 合的な再発防止策を引き続き展開していくことが求められるという指摘もいただいてござ います。

次に、3つ目の丸に移りまして、災害等の不測の事態の発生への対処についてでございます。こちら、評価結果の方をご覧いただきたいと思いますが、1点目でございますが、東日本大震災の発生等を踏まえ「緊急事態対応計画」の全面的な改訂に加え、新たに「業務継続計画」を策定していること、それから、2点目、3点目にまたがりますが、委託先・再委託先において、緊急時、適切な対応に向けた体制の整備が図られているという点を評価いただきまして、こちらもAの評点をいただいてございます。

ページをおめくりいただきまして、最後のページになりますけれども、4の中の4つ目の丸になりますが、その他でございます。この中の①環境に与える影響に配慮した業務運営についてでございますが、こちらについては、評価結果の中の1点目でありますが、グリーン調達については、全調達品目38品目で目標を達成したこと、それから、2点目になりますけども、両面コピーの使用推進、電灯の定期的消灯の取組みにより、電気使用量は平成19年に比べて約33%削減され、そして、用紙類は約33.5%削減されていることといった点をご評価いただきまして、Aの評価をいただいております。

他方で、こちらにつきましてもご指摘をいただいておりまして、評価結果の3点目でございますが、今後、電力需給の問題、電気料金のコスト高の問題などを踏まえ、委託先・再委託先に対しても更なる環境保全活動を推進するよう促していくことが求められる、また、環境保全活動の有効性は数値で示すことは可能であり、今後も日常事業活動のあらゆる面で創意工夫を施した取組みが期待される、そういった指摘もいただいているところでございます。

最後になりますが、②でございます。内部統制にかかる取組み等につきましては、評価結果の方をごらんいただきますと、まず1点目、理事長が法人のミッション等を周知できるような環境を整備しており、震災対応においても適切な管理を行い、危機対応の強化を図っていること、それから、2点目でございますが、リスク管理について、リスクの洗い出し、評価等を行い、適切なリスク制御対策を講じていること、そして、3点目でございますが、内部監査等の監査能力、技術向上のため担当役職員を研修等に参加させるなど、役職員のイニシアチブを業務改善に生かす取組みを行っていることといった点を指摘いただいて、ご評価いただいております。こちらもAの評価をいただいております。

こういった評価を集計した全体の評価の項目数について、今ごらんいただいている最後のページ、一番下のところで記載してございます。AAが1項目、Aが15項目、BやCは、なしとなってございます。

今、ご説明させていただきました個別項目の評価を踏まえまして、同じ資料の1ページ目に戻っていただいて恐縮ですが、Iの全体評価にこれが結びつくわけでございますけれども、こちらでは、個別評価を総合的に判断すると、業務運営の高度化・効率化の実現及び管理業務の的確な実施がなされており、平成23年度において、中期目標・計画は十分に達成されている。そういった評価にまとめていただいてございます。

平成23年度の業務実績評価についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いい

たします。

【釜江分科会長】 ありがとうございました。ただいまご説明いただいた内容について、 何かご質問等ございますでしょうか。

また、評価をご担当いただいた委員の皆様から何か補足等ございましたら、お願いいたします。

それでは、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度の業務実績評価につきましては、お配りしているもので本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

なお、各事業年度にかかわる業務の実績に関する評価につきましては、総務省独立行政 法人評価委員会議事規則第9条の規定によりまして、本分科会の議決が評価委員会として の議決になりますので、29日に予定されております総務省独立行政法人評価委員におい て私から報告させていただく予定でございます。

それでは、議事の2番で、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の第1期中期 目標期間の業務実績評価についてに入りたいと思います。

こちらにつきましても、23年度評価調書と同様に、委員の皆様からご提出いただいた 項目別評価調書を適宜調整の上、まとめておりますので、事務局からご説明をお願いいた します。

【藤野課長】 それでは、第1期中期目標期間の業績・実績評価につきましてご説明させていただきます。資料はお手元の資料 2-1 から 2-4 までになりますが、これは先ほどご説明いたしました 2 3 年度のものと同様でございます。説明は、したがいまして、資料 2-1 の概要に沿ってやらせていただきたいと思います。

それでは、資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても、まず Π の個別評価の部分から説明させていただきます。この第 1 期中期目標・計画は平成 1 9年 1 0月 1 日から 2 3年度まで 4 年半にまたがるものでございますが、2 3年度のものを含むこともございまして、先ほどのご説明と重複する部分が多くございます。一部省略しながら説明させていただきたいと思っております。

まず、Ⅱの中の1番、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置に ついてでございます。こちらにつきましては、評価いただいた 3項目、いずれもA、目標 を十分に達成したという評価をいただいております。 1 つ目の丸でございますが、組織運営の効率化につきましては、毎年度、業務及び組織体制が継続的に点検され、必要に応じて人員配置の見直しが行われていたと評価をいただいております。

そして、2つ目の丸でございますが、業務経費の削減でございます。①、②でございますけれども、評価結果といたしまして、職員の意識改革や審査体制の整備、契約監視委員会の監視活動強化等により目標を大幅に上回る業務経費の削減が達成された、あるいは、随意契約が縮小し、一者応札・一者応募案件の割合が減少したという点を評価いただいておりまして、それから、③の人件費の削減等に係る取組みにつきましても、超過勤務の管理の徹底等により目標を上回る人件費の削減を行っており、ラスパイレス指数も着実に低下しているという評価をいただいております。

他方で、業務経費の削減につきましては、これは①②の評価結果の中の3点目になりますけれども、一者応札・一者応募の更なる減少改善や、少数随意契約の縮小などについて、 国民への透明性の確保を基本に一層の努力を期待したい、そういうご指摘もいただいているところでございます。

次に、2番、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置に参りますけれども、まず、1つ目の丸、資産の確実かつ安定的な運用についてでございます。こちらは、運用計画等を遵守し、確実かつ安定的な運用に努めていること、それから、再保険先において確実かつ安定的な運用が行うことができるよう必要な確認等を行っていること、そして、保有資産の見直し、あるいは運用管理も適切に行われていること、そういった点をご評価いただきまして、Aの評価をいただいております。

次のページ、1枚ページをおめくりいただきまして、2番の中の2つ目の丸になるわけでございますが、提供するサービスの質の確保についてでございます。まず、郵便貯金管理業務に関してでございますが、色々ご指摘いただいておりますが、多数の評価をいただいております。まず評価結果の1点目でございますが、監督方針等に基づき委託先・再委託先に対して確認・指導等を行うなど、適切な監督に努めており、事故等の発生状況、改善策を毎月、確認し、推移等も確認していること、それから、少し飛ばしますが、4点目、現金過不足事故等はオートキャッシャーの導入等により大きく減少しており、役職員の犯罪についても、預かり証の顧客周知等により毎年減少していること、それから、次の5点目でございますが、顧客情報漏えい事案については、証拠書の集中保管等により減少して

おり、苦情報告についてもコールセンターの新設等により減少していること、それから、 6点目でございますけれども、長期未解決苦情についても、郵便局への直接指導等により 減少していること、1つ飛ばしますが、8点目、毎年、30か所以上の実地監査を実行し ており、問題がある場合には改善指導を行ったこと、それから、9点目でございますが、 公社が郵便貯金業務を行っていた時期、それから、中期計画当初の時期と比較すると、事 故数等の減少に見られるように、業務の質が全般的に向上しており、利用者アンケート調 査によっても認められていることといった評価をいただいておりまして、この結果、AA、 目標を大幅に上回って達成したという、平成23年度の評価と同様に、非常に高い評価を いただいております。

それから、同じく簡易生命保険管理業務につきましてですが、こちらも評価結果から抜粋の形で挙げさせていただきますけれども、例えば、1点目になりますけれども、委託先・再委託先の監督体制を構築し、定期・随時の報告による重点確認項目の確認等を実施していること、それから、3点目の方に参りますけれども、現金過不足事故、顧客情報漏えいについてはキャッシュレス化等、問題状況が起こりにくいような根本的な対策を実施し、件数が減少してきており、役職員による犯罪、保険金等の過誤払、事故については、年々、件数削減に向けた取組みがなされていること、そういった点について評価をいただいております。こちらはA、目標を十分に達成したという評価をいただいてございます。

また、ページをおめくりいただきたいと思いますけれども、一番上です。2の中の2つ目の丸になりますけれども、業務の実施状況の継続的な分析から3番目、4番目、情報の公表等につきましても、いずれもAの評価をいただいております。評価をいただいた点としましては、まず、一番上の業務の実施状況と継続的な分析についてでございますが、委託先や機構が受けた意見を分析するとともに、インターネット調査を行い、調査結果を機構の広報の改善に反映するなど、業務改善のために有効で効率性が高い点を実施しているという点を挙げていただいておりますし、また、次の、照会等に対する迅速かつ的確な対応につきましても、機構が直接受け付ける照会等に対してお客様対応マニュアル等を作成するとともに、受け付けた苦情申告等を踏まえ、毎年、その内容を更新・拡充していること、それから、委託先及び再委託先において苦情申告等を集約・分析した結果に基づき改善策を講じるなど、苦情申告等の減少に向けた取組みをしていることを挙げていただいております。

それから、情報の公表等につきましては、ディスクロージャー誌の作成、ホームページ

の積極的な活用を<u>一層</u>行っていること、早期受け取りを勧奨するためにホームページのほか新聞広告、ラジオ広告等を活用し、効率的に周知を行っていること等について評価をしていただいております。

次ですけれども、2の中の5つ目の丸になりますけれども、預金者等への周知についてでございます。2点ございまして、機構のウェブサイトへ情報を掲載し、毎月更新を行うほか、新聞広告等を媒体として周知が行われ、利用する媒体については、事後的に属性別の認知度・理解度等を調査し、効果の確認をしながら選択が行われていること、それから、預金者等へのアンケート調査を踏まえた改善策の実施、改善策の試行的実施による効果測定など、効率性、有効性を考慮しながら行われていることについて評価をいただいております。

他方で、金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減により、周知の効果を図ることは容易ではないが、依然多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要であることについてご指摘いただいております。

項目といたしましては、23年度評価ではAとなっておりましたが、4年半のトータルとしてはB、目標は達成したというふうな評定をいただいてございます。

続きまして、3番でございます。財務内容の改善に関する事項についてでございますけれども、こちらにつきましては、中期目標期間を通じ利益剰余金の発生要因の分析が確実になされ、各種方策を行ってきていること、それから、期間中の利益剰余金が適切に処理され、期間終了後、次期積立金所要額を除き一般会計へ納付予定となっていることについてご評価いただきまして、こちらはAという評価をいただいてございます。

最後に、4番になりますけれども、その他業務運営に関する重要事項でございます。まず、適切な労働環境の確保から、次のページの一番下の内部統制に関する取組みまで、5項目ございますけれども、いずれもAの評価をいただいております。評価いただいた点としましては、最初の適切な労働環境の確保につきましては、これらの評価結果の1点目にありますけれども、各職員の勤務成績を考慮した人事評価を実施し、適材適所の人事評価を行っていること、それから、3点目になりますけれども、超過勤務について、毎年度、人件費削減の観点から抑制に努め、かつ課別の超過時間数格差是正に努めていたこと等が挙げられております。

それから、最後のページに入りますけれども、2つ目の丸になりますが、機構が保有す

る個人情報の保護につきましては、職員の研修期間の整備等、個人情報保護の管理体制強 化が図られており、委託先や再委託先での漏えい等の事故については直接監査するなどの 体制もとられ、事故の減少に一定の成果が見られていることを挙げていただいております。

それから、次の災害等の不測の事態の発生への対処につきましては、評価結果の1点目、「緊急事態対応計画」を作成し、各年度において見直しを行うとともに、震災後の発生を受けて、新たに「業務継続計画」の策定等を行ったこと、それから、2点目と3点目になりますけれども、委託先・再委託先においても緊急時の適切な対応に向けた体制整備等が図られたことについて評価をいただいております。

それから、次のその他の中の①です。環境に与える影響に配慮した業務運営についてでございますが、評価結果の1点目、消灯時間の設定、両面コピーの使用等、日常的な細やかな対応を推進しており、23年度の電気使用料や用紙類使用量が19年度と比較し約3割削減されたこと、それから、2点目ですが、グリーン購入法に基づく調達基本方針で規定される調達目標を達成したこと、これらの点です。

それから、次に②内部統制に係る取組み等につきましては、評価結果1点目ですが、理事長による法人ミッションの遵守は行われており、組織内におけるリーダーシップが発揮できる環境を整えていること、それから、少し飛びまして、4点目、利用者ニーズ等を踏まえて、役員等がイニシアチブを発揮し、業務が適正かつ効率的に遂行されるよう取り組んでいることを評価いただいているところでございます。

他方、機構が保有する個人情報の保護、このページの一番上の方でございますが、につきましては、評価結果の2点目のところで指摘をいただいておりまして、読み上げますと、機構における個人情報漏えい事故がないとはいえ、委託先・再委託先の保有個人情報の漏えい事故は依然として発生しているため、今後も全職員対象の研修の実施、機構による委託先・再委託先からの直接聴取、実地監査、改善措置の指示などを推進していくことが必要であるといったご指摘をいただいております。

それから、その他の中の①環境に与える影響に配慮した業務運営のところでございますけれども、ここでは、評価結果の3点目になりますが、今後は、大震災以降の新たなエネルギー問題への対応として、節電の積極的推進が求められてくるため、機構内部だけではなく、委託先や再委託先についても環境保護活動を推進することを機構から促し、同活動の底上げを連携して実現することが求められる、そういったご指摘をいただいたところでございます。

これらの評価を集計した全体としての評価の項目数につきましては、ご覧いただいています最後のページの一番下に記載してありますとおり、AAが1項目、Aが14項目、そして、Bが1項目、Cがなし、そういったことになってございます。

今、ちょっと長くなりましたが、ご説明させていただいた個別項目の評価を踏まえまして、1ページに戻っていただきたいと思いますけれども、I番の全体評価になるわけでございますが、ここでは、個別評価を総合的に判断すると、業務運営の効率化の実現及び管理業務の的確な実施等がなされており、中期目標・計画は十分に達成されている、そういった全体的な評価をいただいてございます。

ちょっと長くなりましたが、第1期中期目標期間の業務実績評価についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【釜江分科会長】 ありがとうございました。ただいまご説明いただいた内容について何かご質問等、あるいは補足等ございますでしょうか。

【米山分科会長代理】 この概要案のII-1、1ページですが、それの2番目の丸の② のところで、少数随意契約の縮小とありますが、これは項目別評価調書のほうでは少額随意契約となっていると思いますが、間違いなんでしょうか。

【藤野課長】 済みません。ここは間違えてしまって、少額随意契約でございます。修 正させていただきたいと思います。

【米山分科会長代理】 因みに、参考までに、少額というのは、大体どのくらいの金額 ということなんでしょうか。

【若林総務部長】 少額の基準については国の予決令と同じにしており、物品購入は160万円以下、役務調達は100万円以下ということでやっております。

【米山分科会長代理】 わかりました。どうもありがとうございます。

【釜江分科会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【丹生谷委員】 預金者に通知、周知なんですけれども、中期目標期間についてBになっていて、23年度についてはAになっていて、ここのところの違いというのは具体的にはどういう形で、どういうところから出てきているかをお聞かせいただければと思うんですが。

【釜江分科会長】 参考3に一覧表がございますが、参考3の2の一番下ですね。19年度から23年度までありまして、Aが2つ、Bが3つで、これで全体勘案してBをおつけになったと思いますけれども、これは、重川さん。

【重川委員】 私が担当しましたので簡単に。第1期中期目標・計画の資料2-4の42ページからが中期計画に関する預金者等への周知の内容になります。23年度分については、このもう少し詳しい内容が23年度の資料に記載されています。これら両方、色々ご説明いただきまして、中期期間トータルとしてBをつけています。Bは、おおむね達成ということになります。44ページのところに権利消滅金とか、あるいは睡眠貯金残高の金額が出ています。文書のほうにも書いたんですけど、預け入れをしたとき等の金利水準によって非常に金額が大きくなったりということがありますので、単純に周知をしたから減るというようなことがなかなか観察をできなくて、そこに対する評価は非常に難しく、どういう取組みをしてきたかということで判断をしました。

抜粋なので、必ずしもここにすべてが書かれているわけではないんですけれども、見ていただきますと、23年度に入ってから、あるいは24年度に向けて非常に具体的な対応が取り組まれるようになったというふうに判断できます。今年度、来年度具体的にやる予定のものなども含まれていますけれども、23年度に関しては、そこを踏まえましてAという評価をしています。

中期期間トータルで見て、今までも、もともとの目標が周知をして郵便貯金、簡易生命保険に係る債務履行促進ということで、周知をして促してはきていたのだろうということで、これまでの過去の評価を拝見しても、Aであったり、あるいはBであったりというようなこともあったようです。トータルとしましては、最後のところ、23年度に関しては具体的に行われてきていますが、この4年半ということでは、おおむね達成ということで、B評価という判定をいたしました。よろしいでしょうか。

【重川委員】 私が担当しましたので簡単に。第1期中期目標・計画の資料2-4の42ページからが中期計画に関する預金者等への周知の内容になります。23年度についても、このもう少し詳しい23年度についての内容が記載されているんですけれども、両方、本欄、あと、機構の方から色々ご説明いただきまして、トータルとしてBはつけているんですが、ただ、Bとしても、おおむね達成ということにはなっています。ただ、44ページのところに権利消滅金とか、あるいは睡眠貯金残高の金額が出ています。文書のほうにも書いたんですけど、預け入れをしたとき等の金利水準によって非常に金額が大きくなったりということがありますので、単純に周知をしたから減るというようなことがなかなか観察をできなくて、そこに対する評価は非常に難しいということで、そこを直接評価することは避けていて、そこについての評価がなかなかできないので、どういう取組みをして

きたかということで判断をしました。

抜粋なので、必ずしもここにすべてが書かれているわけではないんですけれども、ざっと見ていただきますと、割と23年度に入ってから、あるいは24年度に向けて非常に具体的な対応が取り組まれるようになったというふうに判断をしています。今年度、来年度具体的にやる予定のものなども含まれていますけれども、23年度に関しては、そこを踏まえましてAという評価をしています。

トータルで見て、今までも、もともとの目標が周知をして郵便貯金、簡易生命保険に係る債務履行促進ということで、周知をして促しては来ていたのだろうということで、これまで過去の評価に関しまして拝見をしても、Aであったり、あるいはBであったりというようなこともあったようです。トータルとしましては、最後のところで非常に、23年度に関しては具体的に行われてきていますが、トータルでこの4年半ということではおおむねということで、B評価という判定をいたしました。よろしいでしょうか。

【丹生谷委員】 ありがとうございます。

【釜江分科会長】 よろしいですか。

【丹生谷委員】 はい。

【釜江分科会長】 ほかに何かご質問、あるいは補足等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の第1期中期目標期間の業務実績評価につきましては、お配りしているもので本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

なお、本件につきましては、各事業年度に係る業務の実績に関する評価と異なり、本日の審議結果も踏まえ、今月29日に予定されております親会において審議された上で、評価委員会としての議決を行うことになっておりますので、その旨ご承知置きください。

それでは、これで本日の議事をすべて終了ということになるかと思います。委員の皆様 におかれましては、貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、事務局からご連絡事項をお願いします。

【藤野課長】 幾つかご連絡事項がございます。まず、本委員会の議事録についてでございますが、事務局において取りまとめさせていただきまして、それから委員の皆様にご

確認をいただきます。その上で委員会議事規則に則りまして公開させていただこうかと思っております。それから、会議資料につきましても同様に、議事規則に則りまして公開することとさせていただこうと思います。

それから、次回の分科会についてでございますが、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律、これが施行されるに伴いまして、機構の業務方法書の変更が必要になっていると思われます。具体的には、この新しい法律で金融ユニバーサルサービスが義務化されたものでございますが、これに伴いまして業務方法書の変更が必要な部分があるということでございます。こちらについてご審議いただく見込みとなっているわけでございますが、ただ、こちらにつきましては、委員の皆様のご都合等も考慮して、文書審議、持ち回り審議といった形にさせていただこうという方向で検討したいと考えております。詳細につきましては、また別途ご連絡させていただこうと思っております。

事務局からは以上でございます。

【釜江分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険 管理機構分科会の第21回の会合を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。